

令和3年度宮城県国民健康保険運営協議会（第1回）会議録

- 日 時：令和3年12月24日（金）午後1時から午後2時21分まで
- 場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
- 出席委員：11名〔小坂委員（会長）、鹿野委員、金野委員、佐藤（幸）委員、板橋委員（Web）、佐藤（勝）委員、加茂委員、木下委員（Web）、玉山委員（Web）、藤代委員（Web）、桑原委員〕
 - ※Web：Web 会議システムより出席
 - ※欠席：なし
- 事務局：保健福祉部（伊藤部長、柴田国保医療課長）

<p>1 開会</p> <p>佐藤副参事</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第1回宮城県国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の協議会は、情報公開条例第19条の規定により、公開となっております。また、議事録につきましては、後日、委員の皆様を確認いただいた後、国保医療課ホームページにて公開いたしますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>なお、傍聴につきましては、お手元に配布の傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。本協議会の委員は11名でございます。本日は、この会場には現時点で6名、それから、Web会議システムで4名御出席でございます。</p> <p>過半数の委員の方々に御出席いただいておりますので、国民健康保険運営協議会条例第4条第2項の規定により、本日の協議会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、今年度になって、再任の方を含め、新たに委員の方々を任命させていただいておりますので、ここで委員の皆様を御紹介いたします。</p> <p>（委員紹介）</p>
<p>佐藤副参事</p>	<p>ありがとうございました。委員の皆様、よろしく申し上げます。</p> <p>次に、事務局職員を紹介いたします。</p> <p>（事務局職員紹介）</p>
<p>2 あいさつ</p> <p>佐藤副参事</p> <p>伊藤部長</p>	<p>続きまして、宮城県保健福祉部長の伊藤より、皆様に御挨拶を申し上げます。</p> <p>（挨拶）</p>
<p>佐藤副参事</p>	<p>本日の協議会は、新たな任期での第1回の協議会でございますので、はじめに、宮城県国民健康保険運営協議会の概要及び国民健康保険の運営状況について、事務局から御説明いたします。</p>

柴田課長	(資料1及び資料2により説明)
佐藤副参事	説明の最中でしたが、遅れて御参加いただくということで御連絡いただいております委員、御参加されておりますので御紹介いたします。 (委員紹介)
佐藤副参事	どうぞよろしくお願いたします。 ただ今、事務局から一通り御説明をさせていただいております概要等について、何か御質問はございませんでしょうか。 本日は4名の委員の方にWeb会議で御出席いただいておりますので、御発言に当たりますとは、どなたが発言しているかが判るよう、御質問の前に、氏名を述べていただいておりますようお願いいたします。御質問等ございませんでしょうか。 (質疑なし)
3 会長等の選出	
佐藤副参事	それでは、続きまして次第3の会長等の選出に移ります。 本日御参集の委員の皆様につきましては、令和6年4月30日までの任期で任命させていただいております。今回は新たな任期での第1回の協議会でございますので、まずは委員の皆様には会長を御選出いただきたいと思っております。国民健康保険運営協議会条例第3条第1項の規定により、会長は、前条第1項第3号に掲げるもの、つまり、公益を代表するものにつき、任命された委員の中から、委員の互選によってこれを定めるということになっております。 なお、同条例第4条第1項の規定では、会長が本協会の議長として議事を進めることになっておりますが、会長が選出されるまでの間、事務局の伊藤が議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。
伊藤部長	部長の伊藤でございます。しばらくの間議事を進めさせていただきます。 次第3の会長等の選出に入ります。ただ今説明したとおり、会長は、公益を代表する委員の中から選出することとなっております。資料1の6、委員構成のとおり、公益を代表する委員としてお願いしておりますのは、小坂健委員、木下淑恵委員、玉山直美委員の3名の委員でございます。それでは皆様方から、会長の推薦等について、御発言あればお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。
佐藤(勝)委員	はい。
伊藤部長	佐藤先生、どうぞお願いたします。
佐藤(勝)委員	前期の本協議会で会長を務められました小坂委員に引き続き会長をお願いしてはいかがのでしょうか。

伊藤部長	<p>ただ今、佐藤委員から、小坂委員に引き続き会長をとという御提案がございました。皆様いかがでしょうか。</p> <p>(一同承認)</p>
伊藤部長	<p>ありがとうございます。それでは、皆様御異議ないということですので、小坂委員に会長をお願いしたいと存じます。そのように決定させていただきます。会長が選出されましたので、小坂会長に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>それから、大変申し訳ありませんが、私は他の所用によりここで中座させていただきます。大変申し訳ございません。よろしく御理解をお願いいたします。</p>
小坂会長	<p>ただ今、宮城県国民健康保険運営協議会の会長に選任されました小坂でございます。ウェブ会議で御出席の先生方を含め、各委員の皆様の御協力を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは次第に沿って進めてまいります。</p>
●会長を代理する委員の指名	
小坂会長	<p>まず初めに、宮城県国民健康保険運営協議会運営要綱第2条に定めます会長を代理する委員を指名したいと思います。公益を代表する委員のうちから会長が指名することになっておりますが、前期の協議会委員を務められた、東北学院大学教授の木下淑恵委員をお願いしたいと思います。皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(一同承認)</p>
小坂会長	<p>ありがとうございます。それでは木下委員、よろしく申し上げます。木下先生、何か一言よろしいですか。</p>
木下委員	<p>どうぞよろしく申し上げます。</p>
小坂会長	<p>では、木下委員、よろしく申し上げます。</p>
●署名委員の指名	
小坂会長	<p>次に、第5条第2項に定める会議録の署名委員を定めたいと思います。今回の会議録の署名委員としては、被保険者代表委員の鹿野恵子委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
鹿野委員	<p>はい。</p>
小坂会長	<p>どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、鹿野委員と会長の私が会議録に署名することといたします。</p>

4 議題	<p>小坂会長 それでは次、第4の議題に入ります。(1)宮城県国民健康保険特別会計について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田課長	<p>(資料3-1から資料3-3により説明)</p>
小坂会長	<p>新任の委員もいらっしゃいます。かなり複雑怪奇なシステムになっていて、毎回理解するのに苦勞するところがございますが、説明が、分かりやすい資料3-2みたいながあると少し分かりやすいのかなと思って聞いておりました。各委員の方から基本的なことも含めて、何か御質問、コメント等ございますでしょうか。</p> <p>では、私の方から確認を。コロナの診療については、基本的には国費で支払われるということで、あまり国民健康保険での支出は、ここに入ってきていないと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。</p>
柴田課長	<p>コロナの分というよりは、コロナによる受診控えの影響が、多分去年も4月、5月については大きくて、その後段々、通常どおりに戻っていきまして、今年については、さらにその去年の数字よりも、かなり反動増ではないですけれども、去年を上回っているような状況が続いているというのが現在の状況かなと分析しております。</p>
小坂会長	<p>今回も7月とか、いろいろ第5波とかあったのですが、その影響は、逆にそういうことはない、影響が見られていないということみたいに見えるのですけれども、宮城県内は比較的、東京とか大阪に比べると、影響が少ないのかなと知っているのですけれども、そういう状況を示した、特に国保分に関しては、あまり影響がないと今のところ見えるということでもよろしいでしょうか。</p>
柴田課長	<p>そう思っております。</p>
小坂会長	<p>それでは、佐藤勝委員、お願いします。</p>
佐藤(勝)委員	<p>恐れ入ります。今の柴田さんの説明であらかた分かったのですが、かなり反動として戻ってきているというようにも、それは理解できました。ただ、前々年のコロナ禍が生じる以前の医療費の部分のデータがここにはないので、その時期と比較した場合において、この令和3年に入って出てきている医療費の位置付けというのは、まだそのコロナ以前の医療費から見た場合に、それ以上になっているのか、推移の位置付けですね。去年より多くなったことはいいのですけれども、まだ本来の医療費のところまでの回復が見えていないのか、或いは反動でそれ以上になっているのか、ほぼトントンなのか、その辺の状況について、もし分かれば御教示いただければと思います。</p>
柴田課長	<p>すみません、令和元年度の数字は確かにここに載せておりません。ただ、月によってばらつきはあるのですけれども、直近の状況までのデータ、先日も確認したのですけれども、令和元年度を上回るペースと分析してまして、今年の県の普通交付</p>

	<p>金の予算自体もちょっと足りないような状況にあるのではないかなと見込みを立てているところでございます。</p>
佐藤（勝）委員	<p>分かりました、ありがとうございます。</p>
小坂会長	<p>今の件、やっぱり被保険者数が、大分ここ1、2年で増えているという影響もあるのですか。やっぱりそれ以上の影響は分からないですよ、その辺もし何か。</p>
柴田課長	<p>被保険者数自体は減っているのですが、その医療の高度化あるいはその高額薬剤の影響、いろいろ状況があるのですけれども、逆に1人当たり医療費は増えているので、その1人当たり医療費の増分が被保険者の減少よりもさらに上回って、総額としての医療費は増えているのかなと、分析としてはそういう感じで考えておりました。</p>
小坂会長	<p>他によろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは次の議題に移ります。次第4、議題（2）、第2期宮城県国民健康保険運営方針に基づき県が取り組む主な施策の実施状況というところで、事務局から説明をお願いいたします。</p>
柴田課長	<p>（資料4－1及び資料4－2により説明）</p>
小坂会長	<p>柴田課長、ありがとうございました。 かなり網羅的に説明していただきまして、今回の委員も国保運営協議会、連携会議など出席されている委員もいらっしゃると思います。もし補足等いろいろ、あとコメント等いただければと思っております。 状況からすると、収納率に関しては、大分上がって、第4章に関しては少し上がってきたところかなと思っておりますし、第5章は、今回、委員としてはなかなか、何かコメントありますでしょうか。特に第6章のところ、いろいろな事業がされていて、これが必ずしも保険料が安くなるというところには行かない部分が多いかと思っておりますし、特に気になっているのは、結構、後発医薬品が何か不足するのではないかという話も出ている中で、この辺、加茂委員、何か。後発医薬品が品不足という噂も聞いているのですが。 それでは、加茂委員、お願いします。</p>
加茂委員	<p>それでは、発言させていただきますと、昨年2月くらいから一部の後発医薬品に関して流通が遅れるでありますとか希望する包装単位が購入できないですとか、そういったことが発生しまして、それが昨今になっても全然解決されていないという状況でございます。品目の型があるのですけれども、一部の後発医薬品メーカーのお話ですと大体2,500から3,000くらいの品目が全てではないですけれども、購入しても2、3日かかるでありますとかそういったことが発生しております、それは個々の薬局によっても、その購入実績のありなしによっても購入ができるできないが分かれているという状況なので、必ずしも希望したものがすぐに入らなかったりということは発生しております。</p>

	<p>それは前回の他の会議でも発言したのですが、処方された先生とお話をし、他の品目に切り替えてもらうということで今のところは何とか患者の方に御迷惑をかけないようなレベルになっているのですが、これが1年以上今後も続くのではないと言われておりまして、将来的にその不足で購入できないということになると、後発品の使用率ということにも、最終的には影響する可能性があるのではないのかなと考えております。以上でございます。</p>
小坂会長	<p>丁寧な説明ありがとうございました。 板橋委員とか、佐藤勝委員とか、何か医療側で特にこの件でお困りのこととかそういうことはありますでしょうか。 それでは、板橋委員のお話を。</p>
板橋委員	<p>今の報告を聞いて、順調に経過してるかなと思います。特に私の方からはありません。</p>
小坂会長	<p>どうもありがとうございます。 それでは、佐藤勝委員、お願いします。</p>
佐藤（勝）委員	<p>歯科の方としてということでは特にはないのですが、こちらの表記の中で気になったことがありましたので質問させていただきたいと思います。柔道整復の方の支給申請書の内容点検を実施したと、9か月分という表記があるんですが、いわゆる柔整の方のレセプトチェックと読めたわけですが、この点検母体、内容とかが、少なくとも国保連の方の審査の中ではこういった話は聞こえていなかったもので、このチェックというのが、どのような形でどこで行われたのかという経過について御教示いただけますでしょうか。</p>
柴田課長	<p>柔道整復の療養費の適正化業務ということで、委託業務として今実施しているところでございます。今年度から、委託期間、去年までは1年、単年契約だったんですが、今年から3年契約でやっております、主体、県から再委託している先の会社につきましては、株式会社オークスという会社に委託をしております。 支給申請書の内容点検をしていただきまして、その内容に疑義がある場合に、施術を受けた方、それから施術をした柔道整復の方に内容照会をして、その回答をいただいた上で、ちょっと食い違う、その支給申請書の中身に疑義があるということになった場合に、最終的には返還とかそういう形になっていくという業務をやっているというところでございます。 これは全国的にあまりやっているところはなくて、茨城県と本県と、2県くらいかと思うのですが、国保の都道府県単位化に伴いまして、県としての医療費適正化のための取組ということで、県と市町村で話し合いをして、やっていきたいと思いますよと合意ができたということで進めてきているところでございます。</p>
佐藤（勝）委員	<p>ありがとうございます。そうしますと一般的な、医科、歯科、薬科みたいに、一次点検があり、保険者の方に回って二次点検がありというシステムのものではなくて、オークスという我々の立場からすれば二次点検の方でやっている業者さんの方</p>

	<p>に直接委託して、いわゆる保険請求の内容をチェックして、コンタクトを取っていると。医療機関というのか、柔整のところはその請求内容等の確認を行い、場合によっては返還となっているという理解でよろしかったでしょうか。</p>
柴田課長	<p>そのとおりでございます。</p>
佐藤（勝）委員	<p>ありがとうございます。</p>
小坂会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それ以外の話ではどうでしょうか。運営連携会議などで、市町村のばらつきというか、かなり違いが今までは見られてたのですが、その辺を含めて、大河原の佐藤委員、連携会議とかでいろいろ、何かコメントあればお願いします。</p>
佐藤（幸）委員	<p>第9章のところで、連携会議ありますよね。連携会議2回とか財政部会とか開催されておりますけれども、この運営協議会の中でも、一番課題となっているのは、税の統一化だと思います。この会議の中で、何が一番のネックになっているのか、課題をクリアするために、どういったところが一番重要なのか、詰めの作業はどこまでできているのかなということと、あとは、令和6年度までには県の運営協議会の方には表示するとあるのですけれども、実質その6年度に、そういう税の統一に取り組むという表示がされて、何年度までに県内の税が統一されるのかなと、いろいろ課題はいっぱいあると思うのですけれども、その辺の見込みはどの辺まで考えていらっしゃるのかなと思ひまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
小坂会長	<p>なかなか難しい話で、事務局の方、回答をお願いします。</p>
柴田課長	<p>保険料税水準の統一ということは、第2期運営方針の方にも将来的にはその統一を目指すという表記にしまして、そのための検討議論を県と市町村で進めていくという形にしております。それで、今お話のあったとおり、確かに税水準を統一するというのはなかなか、市町村35あって、収納率も高いところから低いところまで様々でございますし、あるいはその保険者の状況、年齢層が高い方が多い、或いは被用者の方が多し都市部と、そういった地域的な差もありますし、医療機関の偏在とか医療費水準の差とかもありますので、これを本当に完全に統一するというのは、なかなか一筋縄ではいかないと考えております。</p> <p>ただ、運営方針にもう記載しておりますので、県としても、着実に今年度からその統一に向けた議論を進めていこうということで、部会とかで検討を始めていますのですけれども、今、6年度というお話があったのですけれども、6年度まで統一ということはまだ今の段階で県の方でも示しておりませんし、どこに目標を置くかというのは、来年度にロードマップを一応作成する方向で考えてまして、それが何年度になるのか、どこまでを統一するのか、その中身について、まさに今、これからの検討、少し検討が始まっているのですけれども、それをやっているところでございまして、今の段階で、例えば6年度あるいは9年度とか、そこを目指しますという確たるものは今のところはまだないと。市町村ごとに、保険事業のやり方も違し、収納率も違し、どこまで統一していくのか、あるいは何年度を目指すかと</p>

<p>佐藤（幸）委員</p>	<p>いうところの、まさにそのスタートラインに立ったというところでございまして、来年度についても引き続きそれを検討していくと、今のところ考えております。</p> <p>ありがとうございました。国保新聞に、全国でも何か、どこの県か忘れてましたけれども、2県くらい6年度までにするというような見出しがあったものですから、お伺いいたしました。</p> <p>あともう一つ、各町に財政調整基金があるのですが、かつて財政調整基金というのは、医療費の3か月分くらいを見込んで積み立てしておきなさいということがあったのですが、今後の町の財政調整基金の考え方というか、方向性というか、どのように持っていくことが県としての指導になるのかなと思ひまして、その辺いろいろ議会でも、傍聴していますと、一部の議員さんの中から、税率が高いから、財政調整基金を取り崩して税に回したらいいのではないかという話はよく聞いているものですから、その辺の考え方というのを、県として統一できるものなのか、それともあくまでも市町村の考え方で今後もずっと行けばいいのか、その辺お聞かせいただければなと思ひました。</p>
<p>柴田課長</p>	<p>今、市町村の財政調整基金のお話がありました。</p> <p>手元にある数字ですと、令和元年度末ですけれども、35市町村で248億くらい残高があるということになっております。それについては、いろいろ国の方から、大分昔なのですけれども、平成12年くらいの通知があって、その中では、過去3年間の保険給付費の平均年額の5%以上を積み立てるということになっていたようです。その後、県の独自方針ということで、医療費が年々増加して財政も悪化したということがあるので、最低5%を確保するようにと指導したとあるのですけれども、すいません、今は、毎年市町村の財政調整基金はどのくらいにこなさいという指導は、国保医療課ではしていません、実際のところは。まさに市町村の個別の事情に応じて、その基金を取り崩して保険事業に充てるとか、あるいは保険料税の賦課の水準を下げるために使うとか、いろいろな使い方をされているかと思うのですけれども、必ず保険給付費の何%を基金に積みなさいとか、明確な指標は今のところはないと、県の方としては考えております。</p>
<p>佐藤（幸）委員</p>	<p>ありがとうございました。</p>
<p>小坂会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>あと、保険者の方、藤代委員とか保険者としていろいろな取組をされていると思うのですが、なかなか難しいところもあるかと思ひます。何か藤代委員からコメントを頂ければと思ひます。</p>
<p>藤代委員</p>	<p>藤代です。概要で、第6章の部分で9月末時点での取組を御説明いただきましてありがとうございました。資料4-2の運営方針に具体的に記載されている部分で、第6章の23ページ。医療費の適正化のところの適正化に向けた取組ということで23ページの(7)、それから次のページの(8)、具体的な重複・多剤服薬者への指導とか、適正受診等の啓発をするという具体策が書いてありますが、今後の取組となるのかもわかりませんが、協会けんぽの宮城支部では、今年度、こ</p>

	<p>れに対する啓蒙の事業を推進していますので、またその実施内容等については、保険者協議会の方で御報告をさせていただいていますので、今後取り組まれる場合は、是非積極的に国保の方でも、連携して県全体の取り組みになればなど思っていますのでよろしくお願いをいたします。以上です。</p>
小坂会長	<p>ありがとうございます。全体の保険者協議会みたいところでそういう議論はされるのかなと思うのですが。</p>
柴田課長	<p>先日の保険者協議会の幹事会の方で、協会けんぼさんにその取組を詳しく御説明いただいているので、国保の方でももちろん参考にさせていただきながら進めさせていたきたいと思います。</p>
小坂会長	<p>ありがとうございました。他、委員の方々よろしいですか。 それでは、この議題は終わりにしまして、続きまして議題4の(3)、令和3年度国民健康保険運営協議会、運営連携会議などの開催状況について事務局から説明をお願いします。</p>
柴田課長	<p>(資料5により説明)</p>
小坂会長	<p>資料5、説明いただきました。各委員の方々、何か御質問御意見等ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。なければ2月10日、日程確保いただければと思います。時間帯はまだ。</p>
柴田課長	<p>今のところ午前中で考えてまして。</p>
小坂会長	<p>決まりましたら、そこを。</p>
柴田課長	<p>照会させていただきます。</p>
小坂会長	<p>それでは、次第5の報告に移ります。国民健康保険財政安定化基金関係例規の改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
柴田課長	<p>(資料6により説明)</p>
小坂会長	<p>ありがとうございます。只今の説明について何か御質問等ありますか。 これは、今の結構面倒くさいいろいろな縛りが少し取れて、非常に均てん化しやすくなるということかなと思っていますので、統一化に向けてさらに進めばいいかなと思っています。ありがとうございます。 それでは続きまして、次第6のその他に移ります。委員の皆様から、何かございますでしょうか。</p>
佐藤(勝)委員	<p>すみません。ちょっと戻るのですが、この基金関係例規の改定については、この</p>

	<p>運営協議会としては、どのような関わり方になるのでしょうか。この例規の改正とかがここで審議されるということではなく、あるいは何か諮問を受けて、方針を出すとかいう位置付けなのか、この協議会でのマターになるのか、その辺が私不理解でしたもので、御教示いただけますでしょうか。</p>
<p>柴田課長</p>	<p>例規の改正につきましては、一応報告事項とさせていただきます。先ほど運営協議会の概要で御説明しましたとおり、一応協議会で審議していただく事項につきましては、国保運営の重要な事項ということで、運営方針の策定とか、納付金の算定に関してとかになっておまして、今回の条例自体はもちろん県の条例を改正するというものなので、協議会の方に諮って、いいですかとお伺いする筋ではないのですが、国保運営の財政制度の中で、基金もその重要な一部になっておりますので、基金の取り崩しをする拡充がされますということで、協議会の席で委員の皆様へ御報告するという趣旨でございますので、これについて御審議いただいて答申を頂くということではございません。</p>
<p>佐藤（勝）委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>小坂会長</p>	<p>報告事項、こちらの司会の方の不手際で申し訳ございません。その他というところで特には。よろしいでしょうか。 それでは、事務局から何かございますでしょうか。</p>
<p>柴田課長</p>	<p>先ほど議題の中でも触れましたけれども、2月10日に第2回の協議会を予定しております。委員の皆様へ御予定についても、これから担当の方から御照会させていただきますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、御出席をお願いできればと思っております。</p>
<p>小坂会長</p>	<p>皆様、次回の会議、是非よろしくお祈いします。 それでは、本日予定しておりました議題及び報告は全て終了いたしました。長時間の御審議ありがとうございました。この後の進行については事務局をお願いいたします。</p>
<p>佐藤副参事</p>	<p>皆様、長時間にわたる御審議、大変お疲れ様でございました。以上をもちまして、令和3年度第1回宮城県国民健康保険運営協議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">【終了】</p>

会長署名

印

会議録署名委員署名

印